

外部評価委員会 報告書

令和4年10月

高松大学・高松短期大学外部評価委員会

はじめに

高松大学・高松短期大学（以下「貴学」という。）では、中期目標・中期計画（令和元年度から令和6年度）を策定し、それに基づいて作成した事業計画に対する実施結果について、自己点検・評価委員会を中心に、毎年、自己点検・評価を実施しています。

また、大学運営について、より客観的な視点を取り入れた評価を実施し、教育研究活動等の一層の改善・向上を図ることを目的に、令和2年度から外部評価を実施することとされています。

このたび、外部評価委員会では、令和3年度の事業実施状況について、貴学が実施した自己点検・評価の客観性や妥当性を検証するとともに、運営改善に資する意見や提言等を行うこととしました。

評価に当たっては、令和3年度の取り組みにかかる法人の概要や事業の概要、令和3年度学生満足度アンケート結果や自己点検・評価の結果の概要等について説明を受け、意見交換等を経て評価を実施したところです。

なお、評価は、外部評価委員のそれぞれ独自の視点で分析・評価を行ったものであり、本報告書においては、各委員の意見を尊重し、そのまま記述しています。

本報告書が、貴学の教育研究活動等の一層の改善・向上の一助となり、貴学が地域に根差した大学として、今後ますます発展されますことを委員一同祈念しております。

令和4年10月25日

外部評価委員会委員長 工代 祐司

1. 意見概要

(1) 総括評価

貴学が作成した「自己点検・評価結果（個別評価）」及びそれに関連する資料を基に外部評価を実施した結果、貴学が実施した自己点検・評価については、評価項目の設定、自己点検・評価方法ともに適正に実施されていた。

また、コロナ禍の中、学生募集や教育研究活動、地域連携・地域貢献活動、就職活動等において様々な制約が生じたり、計画変更や事業の中止を余儀なくされるなど大きな影響があったものの、学生への支援をはじめ教育研究活動等に教職員が一丸となって取り組むなど全体として高く評価できる。

さらに、自己点検・評価の結果、評価が低かった内容については、各担当部署で具体的な検討が行われており、改善への意欲が伺われる。

以下、個々の事項について、評価できる点や改善を要する点等について記述する。

(2) 評価できる点

【全般】

- コロナ禍においても、最大限注意しながら対面での授業を継続できたことは、学生にとって貴重な時間を確保することができることになり良かった。
- 最も身近な大学・短期大学として、地元企業とよく連携し、就職状況からも信頼が得られている。これからも地域の信頼を裏切ることのないような大学運営を希望する。
- 科学研究費の新規申請が増加し、また、研究紀要の発刊が定期的に行われるなど、研究の推進とその成果の発信が適正に行われている。
- 自己点検・評価結果で、1. 理念・目的、2. 内部質保証、5. 学生の受け入れ、7. 学生支援、10. 大学運営が3.5以上の評価となり、全体評価も前年度に比べ上昇しており、貴学のアクションプランの進捗が図られている。

【内部質保証】

- 自己点検について学内はもとより外部評価委員会等の評価を受け、その結果をホームページ等で公表している。また、昨年度、短期大学認証評価を受審し、適格であると認定された。

【教育課程・学習成果】

- 新入生が授業や学生生活にスムーズに入っていけるよう、読書感想文等の学習課題や卒業生からの入学の心構えに関する講話など、きめ細かな入学前教育は素晴らしい。
- 研究室制度を生かしたゼミナールの充実が行われ、学生に対する細やかな就学・生活指導が行われている。
- 学生満足度アンケートを毎年継続して実施しており、教育や学生生活など学校運営の各般にわたり学生の要望を受け入れ反映させようとする姿勢がみられる。

【学生の受け入れ】

- 学生の受け入れに向けて、入学希望者に対する取組みや入学評価基準の分析・見直しなど、細部に亘る検証が行われている。
- 大学案内が非常に見やすく、若い人の心をキャッチするだけでなく、一般の人が見ても貴学の魅力がよく伝わる。広報にも力を入れていて素晴らしい。
- 入学受験者の増加に向けて、県内や隣県の高校への学校訪問をはじめ、オープンキャンパスの実施や駅頭への広告など各種の広報活動などに取り組んでいる。

【学生支援】

- 臨床心理士による学生相談の充実が見られ、今後、ますます必要になる学生への心のケアが適切に行われている。
- 学生の精神的ケアを図り、カウンセリング等を実施していることは評価できる。
- 就職状況は大学、短期大学ともに大変良い。特に県内就職率が、県内大学中トップクラスであるなど地域経済社会への貢献度は極めて高い。
- 発達科学部においては、小学校教員を10名前後輩出しており、香川県の教育に貢献している。

(3) 改善を要する点

【全般】

- 自己点検・評価結果で、3. 教育研究組織 8. 教育研究等環境の項目が、それぞれ3.0、3.1と低くなっており、大学として一層の研究活動の推進が課題である。貴学の持ち味である地域連携・地域協働の活動を研究実績に昇華させる努力を期待する。

【教育研究組織】

- コロナ禍は、大きな困難と同時に各方面に変革の必要性和チャンスを与えている。貴学でも少子化が進行する中、ブランド化の検討が進められているが、学内だけでなく、外部有識者など各方面の知恵を集め、ブランド化の道筋を早く模索する必要がある。

【教育課程・学修成果】

- 学生満足度アンケートの結果について、学園だよりに掲載しているが、結果についての記載だけでなく、それを受けての改善策を記載し、学生に伝えた方がいいと思う。
- 学生満足度アンケートの結果をみると、満足度が低い項目として食堂・売店のメニュー、品揃えや利用時間の充実があるが、貴学の周辺にそうしたお店が少ないからこそ必要ではないか。
- 学生満足度アンケートの回収率が、大学において著しく低下しているため、改善策を講じる必要がある。
- ティーチングポートフォリオについて、先行している大学の事例などを参考にし、早期に導入する必要がある。
- ティーチングポートフォリオの導入が検討されているが、今後、継続した検討を経て、一層充実した貴学ならではの方式が確立されることを期待する。

○大学院に社会人枠を作り、PR していくことができればいいのではないか。

【教員・教員組織】

○これまで懸案となっている総合的な教員評価を早期に実施する必要がある。
評価の意義を丁寧に説明し、教員の理解を得た上で、実施可能な評価項目の設定を行うなどの対応が求められる。

【学生支援】

○地域に身近な大学・短期大学として認識されていることから、積極的に地域企業に働きかけインターンシップなどを受け入れてもらい、学生時代から地元企業で様々な経験を積めるような機会を提供していくことができればいいのではないか。

【教育研究等環境】

○ポストコロナは、各界にデジタル化や SDGs による企業活動への新しい動きを促した。貴学においても ICT の整備や AV 機器の導入がなされているが、今後は、これらの機器を活用した授業展開の中で、学生の機器のハンドリングスキルの向上を図り、様々な場面での対応力の習得を期待する。

【地域連携・地域貢献】

- 人生 100 年時代でリカレント教育など学び直しを希望する人が多いと思うが、働いている人やリタイア組など社会人が学び直しができる場、学生と一緒に学べる場所を提供し、修了証などを出すなどができればいい。
- リカレント教育などの情報が広く一般に浸透していないように感じるので、地域に根差した大学運営をしていることをもっと PR し、地域に支持される大学になってほしい。
- コロナ禍の中、地域連携、地域課題解決型教育や実践がやりにくい時期ではあったが、今後、ウィズコロナ対策を十分に講じながら、貴学の強みを伸張させてほしい。

【大学運営】

○教員や運営側も男女共同参画・ジェンダーを意識し、女性の声が通りやすい大学・短期大学の運営を希望する。

(4) その他

- 地域社会の発展に寄与する人材の育成という目標を着実に実現するために、貴学の特徴である丁寧な学生指導が今後も求められる。そのことが、地域社会における高等教育機関の果たすべき役割のモデルケースになると思う。
- 地域の人口減少等、地域をめぐる課題は山積しており、地域活性化は喫緊の課題となっており、地域密着型の貴学の意義はますます大きくなる。今後、一層、地域行政、団体、企業、他大学等との連携を進めるとともに、系統だった計画に基づき、地域に貢献する大学・短期大学として一層の特色化、魅力化に取り組まれることを期待する。

2. 参考資料

高松大学・高松短期大学外部評価委員会 委員名簿

(五十音順)

氏 名	役 職 名
太田 佳光 委員	岡山商科大学経営学部 教授
◎ 工代 祐司 委員	香川県教育委員会 教育長
中橋 恵美子 委員	NPO 法人わははネット 理事長
三矢 昌洋 委員	(公社) 香川県観光協会 会長

※ ◎は委員長

高松大学・高松短期大学外部評価委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高松大学・高松短期大学内部質保証推進規程第2条第4項の規定に基づき、高松大学・高松短期大学外部評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 委員会は、若干名の委員をもって組織する。

2 委員は、本学の設置目的について理解のある学外の学識経験者等の中から学長が委嘱する。

3 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(外部評価の実施)

第4条 委員会は、本学が実施した自己点検・評価の客観性及び妥当性について評価を行い、教育研究活動等の優れた点及び改善を要する事項等について意見を付して学長に報告するものとする。

2 学長は、委員会から報告を受けたときは、速やかに高松大学・高松短期大学内部質保証推進委員会に報告するものとする。

(事務)

第5条 委員会の事務は、総務部企画課において処理する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年8月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。